

令和 9 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 (廃 止 ・ 縮 減)

(こども家庭庁長官官房(総合政策担当)付少子化対策室)

項 目 名	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の廃止		
税目(条文番号)	贈与税		
見 直 し の 内 容	(1) 現行制度の概要 祖父母や両親(贈与者)は、18歳以上50歳未満の子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円(※1)までを非課税(※2)とする。 ※1 結婚関係で支払われるものについては300万円を限度とする。 ※2 贈与等を受けた年の前年分の受贈者(子・孫等)本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度の適用不可。 (2) 要望の内容 令和9年3月31日の適用期限の到来をもって、本特別措置を廃止するとともに、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本特別措置を適用できることとする。 【関係条文】 ○租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の2の3、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第40条の4の4、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第23条の5の4		
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	本特別措置は平成27年度以降、結婚や出産・子育てに係る経済的負担の解消に貢献することを目的として講じてきた。 本特別措置の創設以降、高齢者が保有する資産について、若年世代への移転を促すことで一定の役割を果たしてきたものの、近年は利用件数が低迷しており、今後の利用増加も見込み難い状況であることから、令和8年度末までとされている結婚・子育て資金管理契約に基づく信託等可能期間の終了をもって、本特別措置を廃止することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本特別措置を適用できることとしたい。		
	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)	
	(改正増減収額)	(— 百万円)	

措置名：直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

○本措置は、結婚や出産・子育てに係る経済的負担の解消に貢献することを目的としており、自己点検においては、短期アウトカム、中期アウトカム、長期アウトカムを下記のとおり設定し、効果について分析した。

■短期アウトカム

「結婚・子育て支援信託」に対する認知率 目標値：令和8年調査 30.0%

■中期アウトカム

「自身の結婚・妊娠・出産・子育て資金に係る生計の負担が軽くなった（なる）」と回答する利用者の割合 目標値：令和8年調査 90.0%

■長期アウトカム

理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 目標値：令和9年調査 45.0%

○短期アウトカムについて、令和4年調査（19.4%）、令和6年調査（23.2%）、令和8年調査（22.9%）ではいずれも、令和8年調査時点での目標値（30.0%）を下回っており、短期アウトカムの目標値は達成されておらず、その要因の一部として「本措置に関する周知が十分に行われていないこと」が考えられる。

○中期アウトカム、長期アウトカムについても未達成となっており、本措置の政策効果は限定的であると考えられる。また、利用件数も低迷している（令和5年：217件、令和6年：253件、令和7年：219件）。

○自己点検における見直しの方向性として、「令和7年度与党税制改正大綱において、「令和5年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされた後も、利用件数が低迷する等の状況にあり、関係省庁において、子育てを巡る給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべき」と指摘されており、制度周知強化にも関わらず、利用件数が増加しておらず、今後の利用増加も見込み難い状況である。こうした状況を踏まえ、本措置については、適用期限の延長についての要望の是非を慎重に検討する」としたところ。

○これを踏まえ、令和8年度末までとされている結婚・子育て資金管理契約に基づく信託等可能期間の終了をもって、本特別措置を廃止することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本特別措置を適用できることとしたい。

※分析に利用したデータ

■結婚・子育て支援信託に関する調査

短期アウトカムに対する効果を評価するために選定。（こどもがいる40～89歳の男女を対象とした、一般社団法人 信託協会によるインターネット調査。回答者数は、令和4年調査では2170人、令和6年調査では2066人、令和8年調査では2066人）

■結婚・子育て支援信託に関する受益者向けアンケート調査

中期アウトカムに対する効果を評価するために選定。（結婚・子育て支援信託の受益者を対象とした、一般社団法人 信託協会によるインターネット調査。回答者数は、令和4年調査では259名、令和6年調査では335人、令和8年調査では450人）

■出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）長期アウトカムに対する効果を評価するために選定。（国内の結婚、出産、子育ての現状と課題を調べるために、国立社会保障・人口問題研究所が約5年ごとに実施している全国標本調査）